

岩手県告示第36号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
11 〔略〕	11 〔略〕 12 占用の許可を受けて設置する道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の 2 第 1 号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、道路管理施設に電力を供給することのみを目的として設けられるもの
備考 改正部分は、下線の部分である。	